

平成28年(健厚)第5209号

平成29年5月31日裁決

主文

本件審査請求を棄却する。

事実

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の1記載の原処分を取り消すことを求める、ということである。

第2 事案の概要

1 請求人は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)及び健康保険法(以下「健保法」という。)上の適用事業所の事業主であるところ、平成〇年〇月分から平成〇年〇月分まで、平成〇年〇月分から平成〇年〇月分まで及び平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までの健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金(以下「本件保険料等」という。)を滞納し、これらを平成〇年〇月〇日に納入したため、歳入徴収官である厚生労働省年金局事業管理課長(以下「事業管理課長」という。)は、本件保険料等の各納付期限の翌日から平成〇年〇月〇日(電話加入権差押えの効力発生の日の前日)までの期間について、年14.6%の割合による延滞金を計算(ただし、平成〇年〇月分及び平成〇年〇月分については厚生年金保険料の延滞金のみで計算)し、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、各月分ごとに〇件の納入告知を行い、合計〇〇〇万〇〇〇〇円の延滞金を賦課した(以下、これらの16件の納入告知処分のうち、児童手当拠出金に係る延滞金に関する部分を除くその余の部分を併せて「原処分」という。)

2 本件は、請求人が、原処分を不服として、当審査会に対し審査請求をした事案である。

第3 当事者等の主張の要旨

1 請求人の主張

本裁決書に別紙1として添付した「審査請求の趣旨及び理由」に記載されているとおりであり、要旨「請求人は、担当者より延滞金は支払わなくてよいので、元本の保険料だけ納付してくださいと説明されたので、支払をしなかったところ、このように高額になってしまった。延滞金の免除を求める。」というものである。

(2・3 略)

理由

第1 問題点

1 厚年法上の適用事業所の事業主は、厚生年金保険の保険料の納付義務を負い、毎月の保険料は翌月末日までに納付しなければならず、滞納の場合には、保険者は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日を指定期限として督促状を発して督促し、なおその指定の期日までに納付されない場合には、国税滞納処分の例にならって徴収することとされている。そして、保険者は、上記の督促をしたときは、滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合等を除き、徴収金額につき、納付期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日まで年14.6%の割合で計算した延滞金を徴収することとされている(厚年法第82条、第83条、第86条、第87条(平成21年法律第36号による改正前のもの)及び第89条)。

また、健康保険の保険料についても、事業主に係る同様の納付義務と滞納の場合の徴収手続が定められている(健保法第161条、第164条、第180条、第181条(平成21年法律第36号による改正前のもの)及び第183条)。

2 事実欄第2の1記載の事実関係それ自体は請求人もこれを争っていないものと解されるところであり、本件記録によれば、原処分が上記1の関係法令の規定に則った適法なものであることは明らかである。

3 請求人は、事実欄第3の1記載のように主張して、原処分の取消しを求めている

るのであるから、本件の問題点は、上記主張をもって原処分を不当として取り消すべき理由があるものとして採用することができるかどうかである。

第2 当審査会の判断

1 本件記録によれば、以下の事実が認められる。
(略)

2 以上の事実に基づき検討するに、請求人は、担当者より延滞金は支払わなくてよいと説明された旨を主張し、前記の経緯書の平成〇年〇月〇日欄にもその旨の主張をしたことが記載されている。そして、滞納後差押えまで及び差押え後元本完納までにそれぞれ相当の期間があり、この間保険者と請求人との間でさまざまな折衝が行われているので、請求人が担当者の言動等から、何らかの期待感を持ったことがないとはいえないところである。しかし、請求人自身においても、そのような説明を受けた具体的な日時や担当者名は明らかにできないとしているほか、前記の来所通知書、差押予告通知及び経緯書の記載によるも、保険者がそのような説明をしたことをうかがわせる記載はなく、かえって、延滞金がかかること及び延滞金の減免はできないことを繰り返し説明していることがうかがわれるのであり、保険者が請求人に対して、延滞金を免除したことや将来免除することを約束したことをうかがわせる発言をした事実については、これを認めることはできないといわざるを得ない。

また、延滞金の徴収については、第1の1で説示したように法律で規定されているのであり、平成21年法律第36号による改正前の厚年法第87条第1項及び健保法第181条第1項の規定する「滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合」等に当たるか、あるいは、行政実務の分野にも適用される信義則の法理に照らして徴収を不当とすべき特段の事情の存しない限り、関係法令の規定に則って行われた徴収に係る処分を不当とすることはできないところ、本件

について、他に、上記の「やむを得ない事情」、「特段の事情」等に当たると認めべき事実関係を見いだすこともできない。

したがって、請求人の主張は、原処分を不当として取り消すべき理由があるものとして採用することはできず、本件審査請求は理由がない。

3 なお、原処分のような延滞金の納入告知については、保険料元本の納入告知が納付義務を課する一種の下令行為であるのに対し、単に既に成立した債権について催告する行為である一種の通知行為にすぎないとされており、その意味では健保法及び厚年法の規定する審査請求の対象とすることのできる処分には当たらないと解すべき余地があるが、延滞金の納付義務を負う者になれば、実際問題としては、その納入告知によって初めて、延滞期間とそれに伴う納付すべき延滞金額等についての現実的認識を余儀なくされるであろうことは見やすい道理であることにかんがみ、本件については、原処分を審査請求の対象とし得るものとして扱うこととしたものである。

4 以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

平成29年10月31日裁決

主文

本件審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 本件審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、日本年金機構〇〇年金事務所徴収職員が、平成〇年〇月〇日付けでした後記第2の2記載の原処分を取消しを求めるといことである。

第2 本件審査請求に至る経緯及び事案の概要 以下の事実は、本件記録により明らかである。

1 a社は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主であるところ、平成〇年〇月〇日時点において、健康保険の保険料合計〇〇〇万〇〇〇〇円、厚生年金保険の保険料合計〇〇〇〇万〇〇〇〇円及び子ども・子育て拠出金(平成〇年〇月以前の分は児童手当拠出金)合計〇〇万〇〇〇〇円の総計〇〇〇〇万〇〇〇〇円(以下、これらを併せて「本件滞納保険料等」という。)を滞納していた。

2 厚生労働大臣から健康保険料及び厚生年金保険料の督促及び滞納処分に係る権限の事務を受任した日本年金機構(健康保険法第204条第1項第15号、第180条、厚生年金保険法第100条の4第1項第29号、第86条)の〇〇年金事務所徴収職員は、平成〇年〇月〇日、本件滞納保険料等を徴収するため、a社が第三債務者b銀行(c支店)に対して有するとされる下記①、②の普通預金債権の払戻請求権(以下「本件預金債権」という。)を差し押さえる処分をした(以下、この処分のうち、子ども・子育て拠出金及び児童手当拠出金に関する部分を除くその余の部分を「原処分」という。)

① 普通預金(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇・口座名義「a社」)

② 普通預金(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇・

口座名義「a社賃料管理口座」)

3 本件は、「a社d支店支配人A」を称する請求人が、原処分を取消しを求めて、平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会に審査請求をした事案である。

第3 請求人の主張

請求人の主張は、a社と請求人とは別人格であるところ、本件預金債権は請求人に帰属するものであり、a社に帰属するものではないから、これらを差し押さえた原処分は違法であり、取り消されるべきであるというものである。

第4 当審査会の判断

1 健康保険法第190条は、保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は同法第180条所定の保険料等の督促及び滞納処分に不服がある者は当審査会に対して審査請求をすることができる旨を規定し、厚生年金保険法第91条は、保険料の賦課若しくは徴収の処分又は同法第86条所定の保険料の督促及び滞納処分に不服がある者は当審査会に対して審査請求をすることができる旨を規定している。

2 しかし、上記各処分に不服がある場合の審査請求制度は、国民の権利救済のための手続であるから、不服申立ての利益がある場合でなければこれをすることができないものと解するのが相当である。そして、その不服申立ての利益の有無は、不服申立人の主張が認められたとすれば、不服申立人において得られるであろう法律上の利益があるか否かという観点から検討すべきであり、その結果、不服申立人の主張が認められたとしても、何らの権利又は法律上の利益が得られない場合には、不服申立ての利益がないから、その不服申立ては認められないといべきである。

3 ところで、本件記録によれば、原処分に係る差押えについては、平成〇年〇月〇日に差押債権(本件預金債権)の全額が取り立てられ、同月〇日に債権者である〇〇年金事務所徴収職員に取立金全額が交付され、同年〇月〇日に取立金が本

件滞納保険料等に充当されていることが認められ、既に差押手続が終了していることが明らかである。そうすると、原処分は目的を完了して消滅しているから、請求人には、原処分に対する不服申立てをすることによって得られる権利又は法律上の利益はないというべきである。本件審査請求は、不服申立ての利益を欠くから不適法であり、その不備は補正することができない。

- 4 よって、本件審査請求は、不適法であって、その不備を補正することができないことが明らかであるから、社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条の規定により、これを却下することとして、主文のとおり裁決する。